

香川県大阪事務所規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第24号

香川県大阪事務所規則の一部を改正する規則

香川県大阪事務所規則（昭和37年香川県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(所掌事務) 第2条 略 (1)～(7) 略 <u>(8)</u> 略</p>	<p>(所掌事務) 第2条 事務所は、次に掲げる事務を行う。 (1)～(7) 略 <u>(8)</u> <u>千里讃岐荘に関すること。</u> <u>(9)</u> 略</p>

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。